別表第三の九の項（五）中「第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号」を「第一六〇一・〇〇号の二、第一六〇二・一〇号の二」に改め、同表の十の項（一）中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三十二号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第七条第三項並びに第十九条第一項及び第二項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八十八条第一項及び第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（踏切道改良促進法施行令の一部改正）

第一条　踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（密接関連道路管理者の権限の代行）

第一条　踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わって行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。

2　踏切道道路管理者は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3　踏切道道路管理者は、法第七条第三項及び第一項の規定により密接関連道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を密接関連道路管理者に通知しなければならない。

4　踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

第二条中「第十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第一号イ中「保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年（保安設備の整備による指定踏切道の改良の」を「指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備（以下この条から第四条までにおいて「保安設備の整備」という。）に関する工事が完了した年（保安設備の整備に関する」に改める。

第三条中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、「による改良」を削る。

第四条中「第十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「による指定踏切道の改良」を削る。

第五条中「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第六条中「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第一号中「法第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された」、「法第五条第一項の規定により作成された」及び「当該国踏切道改良計画の変更があったときは、その変更後のもの」を削る。

第七条中「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第八条中「第十条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第二条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第一項第三号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架移設（鉄道（新設軌道を含む。）と交差している道路を高架式構造とすることにより当該交差の方式を立体交差とすることをいう。）、車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築

第四十一条第二項ただし書中「及び同条第五項本文」を「、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文」に改め、「決定」の下に「、同条第三項の規定による命令」を加え、同項第一号中「第二十条第四項」を「第二十条第四項前段の規定」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　第三十五条の七の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第二項ただし書」を「第十七条第六項ただし書」に改める。

第十五条第一項の表第二十条第三項の項中「本条」を「この条」に改め、同表第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項の項を削り、同表第二十条第四項の項中欄中「「関係都道府県知事は、」とあるのは「」を「ならない。この場合において、」に、「」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「」を「意見を提出しようとするときは、」に改め、「。」と読み替える」を削り、同項下欄中「読み替える」を「ならない」に改め、同表第二十条第五項の項中「第三項」を「前二項」に改め、同表第三十一条第三項の項中欄中「道路管理者、」を「道路管理者又は」に、「「関係都道府県知事は、」とあるのは「」を「ならない。この場合において、」に、「」と、「当該都道